

令和3年9月13日

保護者の皆様

尼崎市教育委員会

緊急事態措置延長を踏まえた市立学校園の運営について

皆様におかれましては、市立学校園における新型コロナウイルス感染防止対策にご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、報道のとおり、緊急事態措置の実施期間が9月30日まで延長されました。

尼崎市においても、市立学校園の幼児児童生徒を含め市内での新規感染者数も依然として高い水準にあり、引き続き注意が必要な状況にあります。緊急事態措置延長後の学校園運営については、以下の対応等を行い、引き続き感染防止対策を講じたうえで教育活動を継続してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますとともに、ご家庭内におかれましても、引き続き感染防止対策に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染状況については日々変化しているため、今後、取扱いに変更が生じる場合は、改めてお知らせ致します。

1 教育活動

(1) 「学校園に持ち込まない、学校園内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで行います。

(2) 下記の例のように「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」は、緊急事態措置実施期間中は停止します。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内において児童、生徒同士が周囲2メートル以上の間隔を保たないで行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童、生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(3) 緊急事態措置実施期間中は、授業は原則として対面で行いますが、感染が不安で登校を見合わせる児童生徒に対して、オンライン学習（タブレットドリル、授業の同時配信等）とプリント学習を併用した学習保障を行います。なお、感染への不安から登校を見合わせる児童生徒については、これまでと同様に出席停止扱いとし、欠席扱いとはなりません。

- (4) 校園外から多くの人々が来校する行事及び幼児児童生徒が密集するなど感染リスクの高い活動を伴う行事は、緊急事態措置実施期間中は原則自粛します。ただし、進路に関する説明会等は、マスクの着用、消毒の徹底、参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対策を講じたうえで実施する場合があります。
- (5) 令和3年10月末までに実施を予定している泊を伴う校園外行事（修学旅行等）及び緊急事態措置実施期間中に実施を予定している尼崎市外への日帰りでの校園外行事は、実施時期を延期します。また、日帰りでの校園外行事のうち、公共交通機関を利用しない尼崎市内における校園外行事については、感染防止対策を講じたうえで実施します。なお、小学校第5学年で実施する自然学校については、泊を伴わず、校内または校外において、体験活動を行います。
- (6) 幼稚園での子育て支援事業は中止します。

2 中学校の部活動

緊急事態宣言期間中は、原則中止します。ただし、中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）への参加及び大会に向けた練習については、大会初日より起算して4週間前から、平日（4日）活動時間は2時間以内、土日はいずれか1日3時間以内で、十分な感染防止対策を実施したうえで、自校内のみの活動を行います。

なお、文化部については、文化祭等が最終学年にとって部活動の最終発表会となっている場合は、大会と同様に扱います。

3 その他

- ・緊急事態措置実施期間中は、学校開放事業（スポーツ開放など）は休止します。
- ・教職員の感染者も増加傾向にあることから、感染リスクの高い行動等を自粛するよう強く指導します。

以 上